

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を令和元年九月十一日に変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県越谷県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕